



島根県報

令和4年6月28日（火）

号外第70号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

(") 3

告 示**島根県告示第488号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年6月28日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県道	海士島線	隠岐郡海士町大字福井851番5地先から同848番6地先まで	前	メートル 4.00～ 4.23	メートル 25.96	隠岐支庁県土整備局	交通安全工事 拡幅
			後	6.23～ 6.31	25.96		

島根県告示第489号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年6月28日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	485号	隠岐郡隠岐の島町西村石山311番5地先から同町西村松尾1180番2地先まで	メートル 188.00	令和4年 6月28日	隠岐支庁県土整備局	
県道	海士島線	隠岐郡海士町大字海士2792番4地先から同2793番2地先まで	80.85	令和4年 6月28日		